

令和 8 年市議会 9 月定例会

報 告 事 項
(その 2)

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 2 7 号	専決処分の報告について（市営住宅の管理上必要な訴えの提起について）	3
報 告 第 2 8 号	専決処分の報告について（損害賠償請求事件に係る調停の合意について）	4
報 告 第 2 9 号	専決処分の報告について（物損事故による損害賠償の額の決定について）	6

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 30 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 9 月 4 日

静岡市長 難波 喬 司

市営住宅の管理上必要な訴えの提起について

事 件 名	原 告	被 告	請 求 の 趣 旨
市営住宅明渡等請求事件	静岡市	***** ***** ***** *****	下記物件の明渡し及び損害賠償金の支払を命ずる判決を求める。 (物件) ***** *****

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る調停の合意について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月30日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る調停の合意について、次のとおり専決処分する。

令和8年8月31日

静岡市長 難波 喬 司

1 事件の表示 静岡簡易裁判所 令和8年（ノ）第29号 損害賠償請求事件

2 当事者 申立人 ****

相手方 静岡市

3 調停条項の要旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件損害賠償債務として、10,800円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和8年10月15日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、この条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 30 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 31 日

静岡市長 難波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 816,000 (屋根修理費等)	***** ***** *****	*****	令和 7 年 8 月 3 日 ***** ***** *****	市管理の松が倒れ、相手方所有の住宅屋根及び車両ルーフ等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年9月4日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 19,800 (鉄骨柱修理費)	静岡市清水区 興津清見寺町 1 3 7 5 番 地 の 1 6	清水港振興株 式会社 代表取締役 高橋 明彦	令和8年 6月25日 静岡市清水区 松原町 9番22号	相手方駐車場で公 用車を出庫しようとし たところ、鉄骨柱に接触 し、損傷させた事故であ る。